

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ（A）潤滑油供給用油フィルタに汚れ（詰まり気味）が認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
2	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検修理	D	
3	2号機	残留熱除去海水系（A系）ストレーナ出口圧力計用検出元弁点検において、操作ハンドルに損傷が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
4	4号機	タービン建屋西側階段室地階入口扉ドアクローザ取付部が外れているため、当該部を点検・修理	D	
5	4号機	所内用空気系空気圧縮機（B）アフタクーラードレン弁の操作ハンドル押さえナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
6	4号機	タービン建屋床ドレンサンプピット上蓋に腐食穴（5箇所、最大：1cm×2cm）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	タービン油処理系油清浄装置油ろ過ポンプ出口圧力指示計用検出元弁に動作不良（ハンドル空回り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	主タービン湿分分離器ドレンタンク（B）水位信号変換器点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
9	5号機	主復水器（A）冷却管渦流探傷検査及び目視検査において、冷却管（21本）に判定値超えが認められたため、当該冷却管に閉止栓を施工	D	
10	5号機	所内変圧器（A）点検において、絶縁油冷却器の一部に塗装剥離が認められたため、当該部を補修塗装	D	
11	6号機	原子炉格納容器内計装用空気・窒素ガス供給切替弁前弁及び同後弁のグランド部に窒素リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	集中環境施設	廃液乾燥固化系ブロワ（B）室内空気入口流量調整弁に動作不良（自動制御不可）が認められたため、当該弁制御回路を点検・修理	D	
13	その他	水処理設備排水処理装置の逆洗用水槽及び処理水槽のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで